※																						
	リがれ		・こい記	人しない	יפלובפ			性			15亿1工/	生年月日				年齢			 F齢			
氏	4	3						1.男	2.女	1.平成	之.昭	和	3.大ī	E	年 月	日				歳		
住	月	f		都追府県	_					!						*						
免	許の	の種別 登録番号 ※知事免許の場合は、都道府						府県名	県名を記入してください 登 領							年 月	日		'			
保健師籍			1. 厚生	厚生労働省 2.(都道府県)第						号					2. 昭	2. 昭和 年 月						
助産師籍			1. 厚生	労働省	2. (i	都道府県	果)第					号	1. 平成	2. 昭	和	年		月	日		
看護師籍			1. 厚生	労働省	2. (i	都道府場	果)第					号	1. 平成		和	年		月	日		
准看護師籍			(都道府!	県 第	<u> </u>				号	1. 平成		和	年		月	日		
主	_	業務	1. 保健師業務 『する主たる場所1か所の番号を○で囲んでください。						2.	2. 助産師業務 3. 看護師業務												
		務に従事 病院	<u>する王だ</u>	<u> る場所1か</u>	所の番号	をひで囲ん	でくたさい	10														
		診療所	斤						(ア	有床		イ	無床)								
	3.	助産	· ·	分娩の取扱いあり					(ア	(ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者)												
			:	分娩の取扱いなし					(ア	(ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者)												
	4. 訪問看護ステーション								(ア	管理者		1	従事	者)								
	5. 介護保険施設等																					
業務に従事する場所		(ア 介護老人保健施設 イ 介護医療院 ウ 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)																				
		44			サービス	ス事業所	才 ;	居宅介					その他		-=n.	<u>ሓ</u>	. <i>1</i> 14		`			
											老人福祉施設 イ 児童福祉施設 ウ その他) 保健所 イ 都道府県(アを除く) ウ 市区町村(アを除く))											
	7. 保健所、都道府県又は市区町村 (ア 8. 事業所										保健所 イ 都道府県(アを除く) ウ 市区町村(アを除く))											
				交養成所	又は研	究機関																
	10.	その	也																			
	所在地					道 県					ī	電話	番号(_	_		※				
	名 称																· •					
	雇用形態 1. 正規職員 2. 非正規雇									1又は3	に該当し	なし	,\者)	3.	派遣(紹:	个 予定》	派遣を含	む)				
		常勤挑	首	1.	フルタイ	ム労働者	Í															
		TT ±/112		2.	短時間的	数 0)人 ※詳細は、記入例参照														
		~~ 				間1年未満 					始の理由		ア新		再就業	_	転職		その作			
		従事期	间等	2. 従事期間1年以上2年未満 3. 従事期間2年以上							(従事開始の理由 ア 新規 イ 再就業 ウ 転						転職	I	そのイ	也)		
				3. '				の有象	#		(1. 有		2. 無)						
	特定行為研修の修了の有無 (1. 有 2. 無) 修了した特定行為区分																					
看	1 呼吸器(気道確保に係るもの)関連									2 呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連												
	3 呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連									4 循環器関連												
護師	05 15 心嚢ドレーン管理関連								6 胸腔ドレーン管理関連													
の特	7 腹腔ドレーン管理関連								8 ろう孔管理関連													
定行	9 3	栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)								10 栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用												
為研		関連								カテーテル管理)関連												
修	11	創傷管理関連								12 創部ドレーン管理関連												
修	13 動脈血液ガス分析関連								14 透析管理関連													
了状		5 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連								16 感染に係る薬剤投与関連												
況		血糖コントロールに係る薬剤投与関連								18 術後疼痛管理関連												
		9 循環動態に係る薬剤投与関連												_	·薬剤投与	. 関連						
		19 循環凱感に体る柴利投子関連 21 皮膚損傷に係る薬剤投与関連							20	1 ተ ገቸ <i>X</i>	. U'1	∵ Ψ エ ΊΣ′	グバードグ	水川以下	, IXIÆ							
/# ±		及屑損	易に徐	の栄削投	ナメ																	
備考																						

- 1. 裏面の【記入上の注意】をよく読んで記載漏れのないよう記入してください。
- 2. 該当する数字又は文字を〇で囲んでください。
- 3. 休暇、休業中の方も就業先があれば届出が必要です。
- 4. 平成31年1月15日(火)までに、就業地を管轄する保健所(従事先が安来市の場合は、安来市いきいき健康課)に提出してください。

【記入上の注意】

- 1 該当する文字又は数字を○で囲むこと。
- 2 年齢は、届出年の12月31日現在の満年齢を記載すること。
- 3 「免許の種別」の欄は、保有する全ての免許について記載すること。
- 4 「主たる業務」の欄は、保健師免許、助産師免許及び看護師免許のうち2以上の免許を有する場合について、 その主たる業務の一つについて記載すること。
- 5 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所で業務に従事している場合については、その主たるもの一つ について記載すること。
- 6 「3 助産所」の「分娩の取扱あり」「分娩の取扱なし」については、分娩取扱の実績の有無に関わらず、 現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は、「分娩の取扱あり」の項目に記載すること。
- 7 事業所内に設置された診療所については、「2 診療所」ではなく「8 事業所」に含むものとすること。
- 8 「5 介護保険施設等」は、「1 病院」、「2 診療所」及び「4 訪問看護ステーション」に該当するものを除くものとすること。
- 9 「6 社会福祉施設」は、「1 病院」から「5 介護保険施設等」までに該当するものを除くものとすること。
- 10 「雇用形態」は、次により記載すること。
 - 「1 正規職員」とは、施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者を指すこと。
 - ・ 「2 非正規雇用(1又は3に該当しない者)」とは、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称にかかわらず、「1 正規職員」「3 派遣(紹介予定派遣を含む)」に該当しない者を指すこと。
 - ・ 「3 派遣(紹介予定派遣を含む)」とは、派遣会社から派遣されている者を指すこと。
- 11 「常勤換算」は、「雇用形態」にかかわりなく、次により記載すること。
 - ・ 「1 フルタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が40時間程度(1日8時間・週5日勤務等)の者を指すこと。
 - ・ 「2 短時間労働者」とは、フルタイム労働者と比較して、1週間の所定労働時間が短い者を指すこと。
 - ・ また、()は常勤換算した数値を記入すること。この場合、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下 第1位で記入することとするが、0.1に満たない場合は0.1と記入すること。

常勤換算= 短時間労働者の1週間当たりの労働時間 フルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間

例) フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で、 ②週5日6時間勤務の場合(アルバイト等) ②週5日6時間勤務の場合(育児短時間勤務等)

> ① 8時間×2日 ② 6時間×5日 40時間 = ① 0.4人 ② 0.8人

- 12 「従事開始の理由」は、次により記載すること。
 - ・ 「ア 新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合(ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。)を指すこと。
 - ・ 「イ 再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として 従事していない場合(ただし、「ア 新規」を除く。)を指すこと。
 - ・ 「ウ 転職」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従 事したことがある場合を指すこと。
 - ・ 「エ その他」とは、新規学卒等「ア 新規」「イ 再就業」及び「ウ 転職」のいずれにも該当しない 場合を指すこと。
- 13 「看護師の特定行為研修の修了状況」は、次のように記載すること。
 - ・ 「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号 に規定する研修を指し、「特定行為区分」とは、同項第3号に規定する特定行為の区分を指すこと。
 - ・ 「修了した特定行為区分」の欄は、該当する全ての特定行為区分について記載すること。